

指定介護老人福祉施設重要事項説明書付属文書

1. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請の為に必要な支援を行います。
- ⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共に、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を、適正な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑧利用者の円滑な退居のための支援を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

2. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下の物は原則として持ち込むことが出来ません。

- ・ペット類
- ・その他施設の実情にあわないもの

(2) 面会

- ・完全予約制となっておりますので、ご希望の場合は前日までにご予約ください。
※詳しくは面会のご案内をご覧ください。
- ・面会時に飲食をされる場合は、ご本人の体調等もありますので、必ず職員にお申し出下さい。
また、差し入れされる場合は、いたみやすいものはご遠慮ください。

(3)外出・外泊

- ・外出・外泊をされる場合は、事前に職員に申し出て下さい。

(4)食事

- ・食事が不要な場合は、6日前までに申し出て下さい。

(5)施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、または、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を破壊したり、汚した場合には契約者に自己負担で現状に復して頂くか、また、相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取る事ができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入居利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事は出来ません。

3. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合にも同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められ、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当の場合には、事業者の損害賠償責任を減じることがあります。

4. その他

当施設では、介護人材の育成を図るため学生等の介護実習の場として施設を提供しております。

また、利用者が地域の中の一人として充実した生活を過ごすために、地域内での支え合い・助け合いが必要となるため、ボランティアを積極的に受け入れていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

5. 閲覧について

記録物について、いつでも自由に閲覧することができますので職員にお申し出下さい。

特別養護老人ホーム津田の里では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針のもと、ここに利用目的を特定します。あらかじめ契約者の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 介護老人福祉施設内部での利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退居等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連帯（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設内部での利用に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 当施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 当施設において行われる事例研究

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関への情報提供

<別紙>

契約医療機関

医療機関の名称	所在地
きたに内科クリニック 31-6011	〒690-0021 矢田町478-5
うえだ内科 ファミリークリニック 67-5575	〒690-0017 西津田七丁目11番15号

協力医療機関

医療機関の名称	所在地
総合病院 松江市立病院 60-8000	〒690-8509 乃白町32番地1
総合病院 松江赤十字病院 24-2111	〒690-8506 母衣町200番地
総合病院 松江生協病院 23-1111	〒690-8522 西津田八丁目8番8号
たかお皮フ科 21-6500	〒690-0054 新雑賀町4番17号
吉川歯科クリニック 25-9208	〒690-0012 古志原二丁目22番31号
いしいクリニックこころの診 療科 61-2266	〒690-0033 大庭町1802-3